

様式第 1 （第 1 5 条関係）

会 議 録

会議の名称	令和 7 年度 第 1 回和泉市建築審査会
開催日時	令和 7 年 9 月 1 日（月）午後 2 時から午後 3 時 3 0 分まで
開催場所	和泉市役所本館 3 A ・ 3 B 会議室
出席者	別紙のとおり
会議の議題	別紙のとおり
会議の要旨	別紙のとおり
会議録の 作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の 確認方法	☐ 会議の議長の確認を得ている ☐ 出席した構成員全員の確認を得ている ☒ その他（ 会長及び委員 2 名の確認を得ている ）
その他の必要 事項（会議の 公開・非公開、 傍聴人数等）	会議の公開・非公開 ： ☒ 公開 ・ ☐ 非公開 傍聴人数 ： 0 人

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

別紙のとおり

令和 7 年度 第 1 回和泉市建築審査会 会議録

・ と き 令和 7 年 9 月 1 日（月）午後 2 時～午後 3 時 3 0 分

・ と こ ろ 和泉市役所本館 3A・3B 会議室

・ 会議の次第 議事次第 1 開会

議事次第 2

・ 定足数の確認（開会宣言）

・ 議事録署名委員の指名

（1）議案

・ 議案第 1 号

・ 建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号許可（接道規定の特例許可）の個別同意について

敷地位置：和泉市三林町 1 0 8 5 番 2 0 の一部

（2）報告事項

・ 建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号許可の一括同意について

議事次第 3 事務局報告

・ 前回議事録の署名

・ 次回和泉市建築審査会開催日時について

議事次第 4 閉会

・ 出席者

（委員）

会 長 坂 壽二

委 員 深堀 知子

委 員 竹歳 一紀

委 員 河西 立雄

委 員 佐久間 康富

委 員 川口 いずみ

委 員 宮本 久美

（事務局）

本田 千晶 幹事・書記

宮下 苑佳 幹事・書記

（特定行政庁）

東 清隆 建築・開発指導室長

石田 雅士 建築・開発指導室建築指導担当課長

横田 卓也 建築・開発指導室総括主査

着本 啓史 健康・開発指導室主任

大西 優布梨 建築・開発指導室主事

原 あかり 建築・開発指導室主事

会 長	会議録署名委員	会議録署名委員
署名欄	署名欄	署名欄

議事次第 1 開会

事務局：令和7年度第1回和泉市建築審査会を開催させていただきます。

なお、本日は全員出席のため、和泉市建築基準法施行条例第73条第2項の規定により、本審査会が有効に成立していることを確認いたしました。

議事次第 2

坂会長：議事を進めさせていただきます。先ほどの事務局からの案内の通り、本審査会が有効に成立していることを確認いたしました。

つづきまして、建築審査会会議録署名委員の選出をいたします。本日の建築審査会会議録署名委員につきましては、名簿順で竹歳委員、河西委員とさせていただきますと思います。

議事次第 2 議事（1）議案

坂会長：それでは、議案第1号 建築基準法第43条第2項第2号許可（接道規定の特例許可）の個別同意（三林町）について、審議に入ります。それでは議案内容について特定行政庁から説明をお願いします。

特定行政庁：（議案第1号「建築基準法第43条第2項第2号許可（接道規定の特例許可）の個別同意（三林町）について」議案内容を説明。）

坂会長：ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

佐久間委員：計画地から消火栓までの距離が消防水利設置の規定範囲内であるとのことですが、その距離についてどこで定められているのでしょうか。

特定行政庁：消防水利設置の規定範囲については、和泉市消防本部開発指導基準で消火栓に至る歩行距離が適用される場合は140m以内となるように設けなければならないと定められており、今回の案件について140m以内であることから通路の状況を含め、火災時等の避難及び消防活動上の支障はないと判断しております。また、令和5年に同路線の敷地において建築基準法第43条第2項第2号の許可を下ろした際に回転帯を設けており、袋路状の通路ではないという基準についても適合しております。

佐久間委員：途中で消火栓があれば、そこからの距離が140m以内という認識でよろしいか。

特定行政庁：消火栓からの歩行距離が140m以内ということが定められています。

佐久間委員：沿道に工場がありますが、安全上配慮が必要ない工場という認識でよろしいでしょうか。

特定行政庁：繊維工場であることを確認しています。ただし、前面の通路に対して一戸建ての住宅を建築してよいかということが主たる判断となっているため、周辺環境についても参考に確認は行っていますが、仮に周辺で違反建築物等があった場合においても許可の判断とは別であると考えております。

宮本委員：回転帯については必須のものでしょうか。

特定行政庁：敷地前面の通路が袋路状でないことが一括同意基準にあり、回転帯を設けているか、建築基準法上の道路から計画地が概ね35m以内であるか、建築基準法上の道路で通り抜けているか等いずれかに適合する必要があります。今回については回転帯を設けているということで適合していると判断しています。

宮本委員：調理場があるが火気使用なしということは、電子調理器ということでしょうか。

特定行政庁：電子調理器の利用としております。

坂会長：他に意見がないようでしたら、これで質問は締め切らせてもらいます。

では、同意することに意義はございませんでしょうか。

【全委員】：異議なし。

坂 会 長：では、この案件については同意することといたします。

議事次第 2 議事（2）報告事項

坂 会 長：それでは、（2）報告事項に移らせていただきます。建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意について、特定行政庁から報告してください。

特定行政庁：（令和7年1月1日から令和7年7月31日までに一括同意許可した案件23件について報告。特にNO. 6, 9, 12, 13, 14, 21についての説明を行った。）

坂 会 長：ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

【各委員】：＜主に下記の意見がありました＞

- ・NO. 9について、通路の延長が長いですが消防水利設置の規定範囲は考慮しなくてよいのでしょうか。

（回答）NO. 9の物件については提案基準5に該当しておりその上で一括同意基準に該当するためには、袋路状の通路ではないという基準に適合する必要がありますが、通路については建築基準法上の道路に通り抜けているため、この基準に合致しているということになります。先ほどの個別案件については、回転帯を設けているため袋路状の通路ではないという基準については合致していますが、通路の幅員が2.7mを満たさないため一括同意基準に該当しないということで消防水利設置の歩行距離が一定基準以内であることを確認したうえで諮問しておりますが、一括同意基準に該当する物件については消防水利については判断基準にはなっておりません。

坂 会 長：他にご質問はありませんか。

ないようでしたら、ただいまの報告について、了承したものとします。

坂 会 長：続きまして、今回の会議の公開・非公開についてですが、公開としてよろしいでしょうか。

【全委員】：異議なし。

坂 会 長：それでは、本日の会議録は公開とします。

議事次第 3 事務局報告

- ・次回の令和7年10月14日の開催については現在のところ未定であるため、後日事務局から開催の有無を通知することについて連絡を行った。

議事次第 4 閉会

事 務 局：以上をもちまして、令和7年度第1回和泉市建築審査会を閉会します。